

香南市外国語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

香南市外国語指導助手派遣業務の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務番号及び業務名

(学第08098号) 香南市外国語指導助手派遣業務

(2) 業務の目的

香南市立小中学校、保育所、幼稚園、認定こども園、教育支援センター、教育委員会に外国語指導助手（以下「ALT」という。）を配置することにより、生きた英語及び外国の文化に触れる機会をつくる。また、英語の音声や表現に慣れ親しみ、言語活動を通して、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな国際感覚の養成と国際理解を推進し、英語教育の充実を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

香南市外国語指導助手派遣業務仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

(5) 見積限度額

80,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※契約価格の限度額であり、香南市（以下「市という。」）がこの価格で契約することを約束するものではない。

(6) 配置ALT数

7名

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 参加表明書の提出日時点において、「物品購入及び役務の提供」に係る令和8年度香南市競争入札参加資格有資格者名簿の「代行関連一人材派遣」に登録されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 参加表明書の提出日から契約候補者の選定日までの間に香南市指名停止措置要綱（令和6年香南市告示第86号）の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年香南市規則第2号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者
- (6) 労働者派遣事業を行うため、厚生労働大臣の許可を受けている者
- (7) 令和5年度以降に出入国管理及び難民認定法並びに労働基準法による処分を受けていない者
- (8) 日本国内に主たる営業所を置く者

4 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

本業務に関する質問は、質疑書（様式4）により電子メールにて受け付ける。

メールアドレス gakkou@city.kochi-konan.lg.jp

件名は「【質疑提出】香南市外国語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザル」とすること。

(2) 受付期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月9日（金）17時まで

(3) 回答方法

香南市ホームページの「産業・まちづくり」－「入札・契約」－「プロポーザル」の本業務ページ内に掲載する。

(4) 回答期限

令和8年10月15日（木）17時までに回答する。

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、下のとおり参加表明書等を提出すること。持参により提出するときは、受付窓口で受付印を押印した参加表明書の写しを受け取ること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式2）
- イ 会社概要、定款（任意様式。パンフレット可）
- ウ 業務実績一覧（任意様式）
- エ 労働者派遣事業の許可書の写し

(2) 提出期限

令和8年10月20日（火）16時まで

(3) 提出先

〒781-5292 高知県香南市野市町西野2706番地 香南市教育委員会学校教育課学校教育係
メールアドレス gakkou@city.kochi-konan.lg.jp

(4) 提出方法

- ア 電子メール
- イ 追跡サービス対応の郵便（提出期限までに必着）
- ウ 持参（受付時間は閉庁日を除く9時から16時まで）

6 参加の辞退

参加を辞退する場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

参加辞退届（様式3）

(2) 提出期限

令和8年10月30日（金）16時まで

(3) 提出先

5（3）に同じ

(4) 提出方法

5（4）に同じ

7 参加資格確認結果通知書の通知

参加表明書の提出があった事業者の参加資格を確認し、令和8年10月22日（木）17時までに各事業者審査結果を電子メールで通知する。

8 提案書等の作成及び提出

参加資格確認結果通知書により参加資格を有すると認められた者は、下記のとおり作成した提案書等を提出すること。

(1) 提案書作成のポイント

- ア 期待する効果

児童生徒について、生きた英語や異文化に触れることで、実践的なコミュニケーション能力を高め、豊かな国際感覚を育むとともに、多様な児童生徒に対する新たな学びや対話の機会を創出する。

教職員及び教育組織について、ALTとのチームティーチングを通じた教員の指導力向上を図り、保幼小中で一貫した系統的な英語教育体制の充実を図る。

イ 現状の課題

- (ア) 配置されたALTが契約期間中に離任する事例が複数回発生している。そのため、指導計画の継続性や関係機関における調整業務の観点から、安定的な指導体制の確保（定着率の向上）、長期的・安定的に派遣出来る体制が求められている。
- (イ) 当市は降雨量が多く台風等の影響を受けやすい地域特性があることや、各小中学校等および教育委員会間の移動において公共交通機関を利用することや徒歩での移動が難しいため、運転免許の取得や移動手段の確保等の支援体制が求められている。
- (ウ) 現場教職員や児童生徒と日常的かつ積極的に関わるにあたり、言語面での制約が生じる場面がある。校内業務や指導補助を円滑に行うため、日本語会話能力が求められている。

ウ 提案を求めるポイント

- (ア) ALTが契約期間を通じて安心して勤務を継続出来るよう、着任前後のフォロー体制、生活・メンタル面でのサポートの充実、離職防止に向けた具体的な取組についての提案。
- (イ) 当市の地域特性を踏まえ、安全な移動手段の確保（免許取得支援、車両の準備・管理、災害時の対応方針など）に向けた具体的な支援策の提案。
- (ウ) 現場での円滑な意思疎通を可能とする日本語会話能力を備えた人材の確保、着任後の日本語学習支援やALTが学校教育活動に積極的に関わることへの支援の提案。

(2) 提出書類及び提出部数

- ア 提案書提出届（様式7） 正本1部
- イ 提案書（任意様式。企業名・ロゴ等の掲載可） 正本1部、副本7部
- ウ 見積書（任意様式） 正本1部、副本7部

(3) 提案書の作成方法及び留意事項

- ア 日本工業規格A4サイズ（図表等で対応が困難なものはA3での折込可）
- イ 白黒印刷・カラー印刷いずれでも可。
- ウ 表紙、目次、中表紙を含み30ページ以内。（両面印刷可）
- エ 紙ファイルに閉じること。
- オ 提案者の概要（代表者指名、従業員数、事業所所在地）を必ず記載すること。
- カ **【12 評価項目及び評価基準】**で定める評価項目に沿って作成し、以下の事項については必ず記載すること。

- (ア) 会社概要及び受注実績に関する事項
- (イ) 派遣するALTの採用基準、質の高いALTの配置提案に関する事項
- (ウ) ALTの配置前研修と配置後のスキルアップ研修計画に関する事項
- (エ) ALTの派遣前のメディカルチェックに関する事項
- (オ) ALTの休職や途中離任を防止する取組とサポート体制に関する事項
- (カ) 配置先のヒアリング、苦情等の対応とその改善を行う社内体制に関する事項
- (キ) 教育委員会や配置先からの要請に応じたALTの勤務日程調整の具体的方法に関する事項
- (ク) 児童・生徒の英語運用能力向上、コミュニケーション能力の育成策に関する事項
- (ケ) ICTを活用した具体的な英語教育の取組に関する事項
- (コ) 配置先関係者とのコミュニケーション及びチームティーチングに関する事項
- (サ) 課外活動を通じた児童・生徒との関わり方やコミュニケーションの取り方に関する事項
- (シ) **【7（1）提案書作成のポイント】**に関する事項

- (4) 提出期限
令和8年10月30日（金）16時まで
- (5) 提出先
5（3）に同じ
- (6) 提出方法
 - ア 追跡サービス対応の郵便（提出期限前に必着）
 - イ 持参（受付時間は閉庁日を除く9時から16時まで）

9 1次審査（書類審査）

- (1) 実施日時
令和8年11月4日（水）
- (2) 実施基準
提案書を提出した事業者が3者を超える場合は、提出された提案書の内容について1次審査を実施する。（3者以下の場合は1次審査を省略）
- (3) 1次審査通過者
1次審査で得点が上位となった3者を1次審査通過者とする。1次審査を実施しなかった場合は、提案書を提出したすべての事業者を1次審査通過者とする。
- (4) 結果の通知
提案書を提出した事業者が3者を超えたかどうかにかかわらず、令和8年11月6日（金）までに各事業者に電子メールで1次審査の結果を通知する。

10 2次審査（プレゼンテーション）

- (1) 実施日時
令和8年11月16日（月）10時 開始予定
- (2) 出席者
1 提案者4名以内
- (3) 実施方法
 - ア 1 提案者50分程度（提案書の説明30分程度、その後当市からの質疑20分程度）
 - イ 事前に提出された提案書に沿って説明を行うこと。
 - ウ 実施時の追加資料の配布は禁止する。
 - エ 企業名等を特定できる内容（挨拶、企業名・ロゴの表示等）での実施を認める。
 - オ プロジェクター等の貸与を希望する者は、事前に当市担当者と協議を行うこと。

11 契約候補者等の選定

提出された提案書を当市が設置する「香南市外国語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査し、契約候補者及び次点者を選定する。

- (1) 契約候補者の選定
選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーションを受け、各委員がつけた評価点を合計した総評価点数が、最低基準点（合計得点が満点の60%以上）の者のうち、最も高い者を契約候補者として選定し、次いで高い者を次点者とする。
- (2) 結果の通知
 - ア 契約候補者に選定した者には、選定された理由等を記載した審査結果通知書を令和8年11月20日（金）17時までに電子メールで通知する。
 - イ 契約候補者に選定しなかった者には、選定に至らなかった理由を付した審査結果通知書を令和8年11月20日（金）17時までに電子メールで通知する。
 - ウ 審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

12 評価項目及び評価基準

提案書及びプレゼンテーションの内容に関する評価は、下表により行う。

評価事項	評価内容	評価点
会社概要及び受注実績	・会社の事業内容が、本市における英語教育の目的達成に直結しているか。 ・国、地方公共団体へのＡＬＴの派遣実績があるか。	５点
派遣するＡＬＴの採用基準、質の高いＡＬＴの配置提案に関する事項	・ＡＬＴ採用時の言語能力基準、教育経験、文化適応能力の評価基準が明確に定められているか。 ・採用後の適性判定、本市配置前のスクリーニング、配置先からのフィードバック反映など、質の高さを維持する仕組みが構築されているか。	５点
ＡＬＴの配置前研修と配置後のスキルアップ研修計画に関する事項	・学習指導要領、本市の教育方針、地域特性に関する研修が示されているか。 ・教科指導法の向上、チームティーチング、児童生徒の特性理解など、定期的なスキルアップ研修が計画されているか。	５点
ＡＬＴの派遣前のメディカルチェックに関する事項	・配置前に実施する健康診断の内容や結果の記録管理が明示されているか。 ・定期的な健康診断、感染症発生時の対応、メンタルヘルスケアの継続実施が計画されているか。	５点
ＡＬＴの休職や途中離任を防止する取組とサポート体制に関する事項	・給与、待遇の安定性等、ＡＬＴが安定して就業を継続できる環境づくりの具体策が示されているか。 ・文化適応支援、相談窓口設置、カウンセリング等の心理的サポート、孤立防止のため、ＡＬＴ生活圏においての人間関係構築支援が充実しているか。	１０点
配置先のヒアリング、苦情等の対応とその改善を行う社内体制に関する事項	・配置直後、定期的（月１回程度以上）、不定期のヒアリング実施や教員、管理職等からの聞き取りなど、多角的な情報収集を講じられているか。 ・苦情受付窓口の設置があり、結果報告から意見、苦情を分析し、具体的な改善施策に結びつける仕組みがあるか。	１０点
教育委員会や配置先からの要請に応じたＡＬＴの勤務日程調整の方法に関する事項	・日程変更の要請に柔軟に対応できる体制が具体的に示されているか。 ・教育委員会・配置先・ＡＬＴの三者間での情報共有方法、緊急連絡体制が構築されているか。	５点
児童・生徒の英語運用能力向上、コミュニケーション能力の育成策に関する事項	・児童生徒の主体性を引き出す指導法、実践的なコミュニケーション活動、配置先と協働した工夫改善等が示されているか。 ・外国語の授業以外の行事（スピーチコンテスト等）における児童・生徒等との交流、助言、個別指導を行い、国際教育理解に貢献できるか。 ・授業中だけでなく、放課後補習、クラブ活動等の取組が明示されているか。	１０点
ＩＣＴを活用した具体的な英語教育の取組に関する事項	・Google Workspace for Educationのアプリケーション、その他デジタルツール、オンラインビデオ通話を活用した他校交流などＩＣＴを活用した英語教育の実績について提案がされているか。	５点
配置先関係者とのコミュニケーション及びチームティーチングに関する事項	・配置直後の事前ミーティング、授業ごとの指導案検討、教材準備の共有など、教員とＡＬＴの連携を密にするための具体的仕組みが用意されているか。	１０点
課外活動を通じた児童・生徒との関わり方やコミュニケーションの取り方に関する事項	・英語クラブ、学園祭、運動会、国際交流行事など、ＡＬＴが主体的に参加・企画できる課外活動の具体例が示されているか。 ・教室外での児童生徒との関わり、信頼関係醸成、児童生徒からの質問・相談への対応体制が整備されているか。	１０点
【７（１）提案書作成のポイント】に関する事項	・提案中の具体例や実績が、期待する効果を伴っているか。また、実現出来る見込みのある提案内容になっているか。	１５点
価格	・積算の内容が目的達成のために適切な見積及び価格となっているか。	５点

13 プロポーザルの実施スケジュール（予定）

日程	内容	実施方法
令和8年10月1日（木）	参加表明書の受付開始	メール・郵送・持参
令和8年10月9日（金）17時	質疑書の受付期限	メール
令和8年10月15日（木）17時	質疑回答書の公表期限	市ホームページ
令和8年10月20日（火）16時	参加表明書の提出期限	メール・郵送・持参
令和8年10月22日（木）	参加資格確認結果通知書の送信	メール
令和8年10月22日（木）	提案書の受付開始	郵送・持参
令和8年10月30日（金）16時	提案書の提出期限	郵送・持参
令和8年11月6日（金）	1次審査結果通知書の送信	メール
令和8年11月6日（金）	2次審査（プレゼンテーション）日時の通知	メール
令和8年11月16日（月）	2次審査（プレゼンテーション）の実施	対面
令和8年11月16日（月）	契約候補者及び次点の選定	選定委員による
令和8年11月20日（金）	審査結果通知書の送信	メール

14 契約締結までの協議

市長は、契約候補者に選定された者と本プロポーザルに提出された提案書等の内容を基本とし、業務の仕様及び契約内容について協議の上、契約を締結する。契約候補者に選定された者が契約を辞退した場合又は失格に該当することが判明した場合は、次点者となった者と契約に向けた協議を行い、令和9年3月までに契約を締結する。

15 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、提案者、契約候補者及び次点者の資格を取り消す。また、（１）から（５）までに該当する行為があったと確認された場合は、その行為の悪質性により別途入札参加資格の指名停止措置を行う。

- （１） 委員に対して、直接又は間接的に不正行為目的の接触を求めること
- （２） 他の事業者と参加意思の確認又は提案内容の協議をすること
- （３） 他の事業者によりプロポーザルに参加しないよう依頼すること
- （４） 提案書及びその他提出書類に虚偽の記載を行うこと
- （５） 前各号のほか、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- （６） 参加資格要件を満たしていない場合
- （７） 実施要領等に定められた提出期限、提出先、提出方法、留意事項に適合しない書類等の提出があった場合
- （８） 見積限度額を超えた見積書の提案があった場合

16 その他

- （１） 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- （２） 提案書及び見積書作成等、本プロポーザルの参加に要する一切の費用は事業者の負担とする。
- （３） 提出できる提案書は１提案のみとする。
- （４） 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- （５） 提出された提案書等の著作権は事業者に帰属するが、本業務に必要な範囲で市が無償で使用（複製、転記又は転写）できるものとする。
- （６） 提出された提案書の差し替え及び追加資料の提出は認めない。ただし、市担当者から指示があったときは、この限りでない。
- （７） 提出された関係書類は返却しない。